



県外の医療機関で妊産婦健診及び 1か月児健診を受診する方へ

R8.4.1 から

(※新生児聴覚検査・1か月児健診については裏面をご参照ください。)

○ 手続きの方法

- 岡山市の妊産婦さんが岡山県外で妊産婦健診を受ける時には、受診票と親子手帳を医療機関・助産所の窓口へ提出し、受診結果等の記載をしてもらって健診費用を支払います。
(必ず「領収書・明細書」を受け取って、保管しておいてください。)
- 最後の妊婦・産婦・1か月児健診終了後、次の必要書類をそろえてまとめて下記の窓口で償還払いの申請をしてください。
 - 岡山市妊産婦乳児一般健康診査費償還払申請書(岡山市ホームページからダウンロードできます)
 - 妊婦・産婦・1か月児健康診査受診票等
 - 妊婦・産婦・1か月児診費用の領収書・明細書(明細が不明な場合、健診機関にお問い合わせ場合があります)
 - 振込口座がわかるもの
 - 親子手帳(窓口でコピーを取らせていただきます)
- 申請受理後に内容を審査し、支給決定されたときは、郵便で振込日と振込額を通知し、申請日の翌月末頃指定の口座に振込みします。

○ 注意事項

- 健診日に岡山市外へ住民票を異動している場合は、岡山市の受診票は使用できません。必ず、転出先の市区町村窓口で受診票の交換手続きをしてから受診してください。
- 助産所で受診できる妊産婦健診回数は最大9回(多胎妊婦の場合は最大14回)までです。他の回は、医療機関で受診してください。
- 最後の妊産婦・1か月児健診受診後、すみやかに必要書類を添付して申請してください。受診日(費用を支払った日)から5年経過したものは請求できませんのでご注意ください。
- 産婦健診は裏面のエジンバラ産後うつ病質問票の記入がなければ還付対象外となります。
※R5.4.1出生～新生児聴覚検査も償還払いの対象です(条件あり)。申請書は妊産婦健診とは異なります。

○ 受付窓口・お問い合わせ先

受付窓口	住所	電話番号
北区中央こども家庭センター(産前産後相談ステーション)	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1201
北区こども家庭センター(産前産後相談ステーション)	岡山市北区谷万成2-6-33	086-214-0223
御津・建部分室(建部支所総務民生課内)	岡山市北区建部町福渡489	086-722-1114
中区こども家庭センター(産前産後相談ステーション)	岡山市中区桑野715-2	086-200-0223
東区こども家庭センター(産前産後相談ステーション)	岡山市東区西大寺中野本町4-5	086-942-0223
南区西こども家庭センター(産前産後相談ステーション)	岡山市南区妹尾880-1	086-209-0223
南区南こども家庭センター(産前産後相談ステーション)	岡山市南区福田690-1	086-902-0223

○ 対象となる費用の額

医療機関等の領収金額を領収書・明細書で確認し、下表の1回の上限額まで助成します。
(文書料やDVD代、保険の対象となる額(3割負担となる医療費)等は助成対象外。)

依頼票種別	R8年度 (R8.6~)	R8年度 (R8.4~)	R7年度 (R7.4~)	R6年度 (R6.6~)	R6年度 (R6.4~)	R4・5年度 (R2.4~)	備考
妊婦一般健康診査(1回目)	23,980円	23,660円	23,660円	23,660円	23,700円	22,920円	
妊婦一般健康診査(2~14回目)	5,810円	5,780円	5,780円	5,780円	5,760円	5,760円	
多胎妊婦への追加的健診(1~5回目)	5,810円	5,780円	5,780円	5,780円	5,760円	5,760円	
妊婦超音波検査(1回目~4回目)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	妊婦一般健康診査と必ずセットで使用してください。
妊婦血液検査(1・2回目)	1,860円	1,830円	1,830円	1,830円	1,830円	1,830円	
妊婦クラミジア抗原検査	2,280円	2,280円	2,280円	2,280円	2,330円	2,330円	
妊婦B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,700円	3,700円	
産婦健康診査(1回目、2回目)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
新生児聴覚検査(最大2回まで)	2,840円	2,840円	2,840円	2,840円	2,840円	2,840円	R5年度から開始
1か月児健康診査	6,410円	6,390円	—	—	—	—	R8年度から開始

【重要】上限額は健診日の属する年度の上限額で計算して払い戻しますのでご了承ください。

○ **新生児聴覚検査を県外で受診される方へ**

1. 県外で健診を受ける際に、受診票綴りの新生児聴覚検査依頼票と親子手帳を、医療機関の窓口へ提出し、受診結果及び医療機関名等を記載してもらってください。検査費用を支払い「領収書・明細書」を保管しておいてください。
2. 《提出物》次の必要書類をそろえてまとめて償還払いの申請をしてください。
 - ①岡山市新生児聴覚検査費給付申請書
 - ②新生児聴覚検査依頼票・新生児聴覚受診結果票
(医療機関が健診結果、名称等記載してあるもの)
 - ③新生児聴覚検査依頼票・新生児聴覚検査受診結果票費用の領収書・明細書
(「償還払申請済」印を窓口で押印。原本は申請者に返却)
 - ④振込口座がわかるもの
 - ⑤親子手帳(窓口でコピーを取らせていただきます。)

○ **1か月児健康診査を県外で受診される方へ**

1. 1か月児健康診査の費用の助成には、対象となる受診票を使って、生後28日～満6週になる前の日(生後41日)までに受診することが必要です。この期間以外に受診された場合は全額自己負担となります。
2. 対象となる受診票は、令和7年10月以降に妊娠届を出された方に配布している受診票です。詳しくは岡山市ホームページでご確認ください。
3. 令和7年10月より前に配布している受診票を、1か月児健康診査の対象となる受診票に交換することは可能ですが、上記の受診期間内に受診が可能か必ずご確認ください。

■償還払いの申請は郵便でも受け付けています■

郵送での受付をご希望される場合は、お近くの「こども家庭センター(産前産後相談ステーション)」か「保健所健康づくり課母子歯科保健係」へ必要なものを同封して郵送してください。

ただし、郵送の場合、窓口での受付に比べて還付までに1か月ほど長く時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

○ **郵送で申請する場合の必要なもの**

- 1 岡山市妊産婦乳児一般健康診査費償還払申請書(岡山市新生児聴覚検査費給付申請書)
(太枠内を記入) ※双子の場合、申請書は2枚必要になります
- 2 妊婦・産婦・1か月児健康診査受診票等(新生児聴覚検査依頼票・新生児聴覚受診結果票)
(赤枠内の必要事項を記入し、受診機関の記入・押印のあるもの)
- 3 妊婦・産婦健診費用の領収書・明細書(原本に限る、コピー不可)
(明細が不明な場合、健診機関に問い合わせる場合があります。)
- 4 親子手帳のコピー
(表紙、「妊娠中の経過」のページ、「出産後の母体の経過」のページ、
「1か月児健康診査」のページ、
新生児聴覚検査の償還払いの場合は「検査の記録」のページ)
- 5 切手を貼った返信用封筒
(領収書と明細書の原本を返却希望される場合)
- 6 振込口座がわかるもの
(振込先通帳の支店名、口座番号など記載されたところのコピー)

ご不明な点がございましたら、担当へご連絡ください。

(担当) 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
岡山市保健所健康づくり課 母子歯科保健係
TEL(086)803-1264/Fax(086)803-1758

開庁時間：月～金午前8時30分から午後5時15分(祝日年末年始は閉庁)